

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	24
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.html

中止

執行機関名 京都府知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第13条第2項に規定する不妊治療を受ける者又は肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等に対する難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく特定医療費の支給に関する事務に準じて行う事務であって規則で定めるもの【 肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の給付 】
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第12の項 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第13条第2項に規定する不妊治療を受ける者又は肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等に対する難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく特定医療費の支給に関する事務に準じて行う事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年十月二日法律第百十四号)第1条	京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱1
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	肝炎の克服に向けた取組を進めて行く旨が定められた肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から軽度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領